

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できる



健保だより

令和3年11月10日号

※ダイワボウ労働組合「組合新聞」第1063号
(令和3年11月10日発行)に掲載の
「健保とあなた」と同じ内容です



**マイナンバーカードを健康保険証として
利用できる**って聞いたけど、カードを病
院に持って行けばいいの？

「マイナンバーカードを保険証として利用するには、**健康
保険証の利用申込（*）が必要**です」



どこの医療機関でも使えるの？

「**オンライン資格確認が導入された医療機関で利用出来ます。**
導入されていない医療機関では、引き続き健康保険証が必要
です。健康保険証も、今まで通り利用できますよ」



じゃあ、**マイナンバーカードで保険証の利用申込する
メリット**って何？

「医療機関の受付で医療保険の資格確認がスムーズに出来るよ
うになります。

また、急に高額な医療費が発生した場合、『**限度額適用認定証**』
がなくても、高額療養費の限度額を超える支払が免除されます。
マイナポータルでは、ご自身の特定健診や薬の情報、医療機関
で支払った医療費の情報が閲覧できるようになるなど、今後も
機能の拡大が予定されています」



* 健康保険証の利用申込

スマートフォンの「マイナポータルAP」、PC、セブン銀行ATMなどで申込が可能です。医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーでも利用申込できますが、待ち時間短縮のため、事前の申込をお勧めします。